

2 産政号外
令和 2 年 (2020 年) 4 月 8 日

(一社) 長野県経営者協会 会長 様
長野県中小企業団体中央会 会長 様
(一社) 長野県商工会議所連合会 会長 様
長野県商工会連合会 会長 様

長野県産業労働部長
(公 印 省 略)

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた
取組等について (依頼)

日頃、長野県産業労働行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨日、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、政府において緊急事態宣言が発出されました。これを受けて、別紙のとおり「県外を対象とする緊急事態宣言がなされたことを受けた知事メッセージ」を公表し、合わせて県ホームページにも掲載しましたので、内容を御承知いただくとともに、会員企業等への周知をお願いします。

また、企業内での感染を防ぎ、社会、経済への影響を極小化するため、改めて、下記事項に取り組んでいただくよう、会員企業等への周知、徹底をお願いします。

さらに、影響を受けた企業に対して、別紙のとおり支援策を講じておりますので、合わせて周知をお願いします。

記

- 1 緊急事態措置を実施すべき区域への出張をできる限り控えていただくとともに、従業員が当該地域に滞在していた場合には、その翌日から 14 日間を経過するまで、健康観察を行っていただくほか、医療機関への通院、食料品・生活必需品の買い出しなど必要な場合を除き外出しないよう従業員への周知徹底
- 2 従業員への手洗いや咳エチケットなど基本的な感染症対策の徹底
- 3 従業員の健康管理・健康観察の徹底
- 4 職場における人と人との距離(ソーシャルディスタンス)の確保
- 5 従業員に発熱等の風邪症状が見られる際の休みやすい環境の整備
- 6 小学校等の臨時休業や学級閉鎖になった場合の、保護者である従業員の休暇取得への配慮
- 7 会議については、いわゆる 3 密を避け、テレビ会議・Web 会議等による集団で集まらない形態での開催
- 8 人との接触機会を減らす観点からのテレワークや時差通勤など柔軟な勤務体制の積極的な活用

長野県産業労働部産業政策課企画担当 (課長) 宮島 克夫 (担当) 竹内 幹 電話 026-235-7205 (直通) F A X 026-235-7496 E-mail sansei@pref.nagano.lg.jp
--